

1 2 月 1 1 日 (月)
(第 3 日)

令和5年第4回高森町議会定例会（第3号）

令和5年12月11日

午前10時00分会議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

議席	氏 名	事 項	要 旨
4	佐藤 武文	介護の現場を支える人材の確保について	<p>①本町の介護保険事業及び認定者等の現状と今後の見通しについて</p> <p>②介護支援事業所等の現状と課題について</p> <p>③介護保険事業全般における行政の責務について</p>
10	佐伯 金也	隣接自治体との共動活動について	<p>災害時の共同防災や復旧活動等については防災協定等で近隣の自治体と連携はとれているが、普段の生活や産業の活動ではそれぞれの自治体が政治や政策の違いで伴に動くと言うのが出来てないと感じるが、人口減少が進む現代において町村合併はしなくても伴に活動と言うものは必要だと思うが。</p>
		農業政策について	<p>今や、本町の農家は、高齢化と生産コストの値上げや、後継者不足等で存続の危機に面していると思う。</p> <p>国や県、本町の事業で新規就農対策は実施されている。しかし、今まで本町の農業、農地を守って来られた今だ現役、高齢農家の方達には何も無い。</p> <p>そう言う方達に何か出来ないか。</p>

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	白石 豊和 君	2番	武田 栄喜 君
3番	児玉 幸之助 君	4番	佐藤 武文 君
5番	甲斐 節男 君	6番	後藤 巖 君
7番	牛嶋 津世志 君	8番	後藤 三治 君
9番	本田 生一 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総務課長	岩下 徹 君	会 計 課 長	今村 親助 君
税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	政策推進課長	岩下 雅広 君
住民福祉課長	石田 昌司 君	建 設 課 長	住吉 勝徳 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君		
生活環境課長兼TPC事務局長	二子石 誠 君		
建設課審議員	高崎 康誌 君	教育委員会審議員	石井 佑介 君
農林政策課課長補佐	土井谷 顕 君	税務課課長補佐	法花津 和明 君
政策推進課課長補佐	馬原 孝平 君	総務課課長補佐	植田 雄亮 君
財 政 係 長	木村 允哉 君	子ども未来係長	楠田 優香 さん

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	緒方 久哉 君	議会事務局主事	吉田 真美 さん
--------	---------	---------	----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入ります前に一つ訂正がございますので、御報告をいたします。

12月8日の一般質問の際、会議の最後に延会として会議を延期しておりましたが、予定されておりました議事日程が終了しておりますので、延会を散会に訂正させていただきます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、一般質問を再開します。

順番に発言を許します。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）おはようございます。今回も一般質問をさせていただきます。今回の一般質問は、私が取り組む重点課題の2番目に掲げている介護や健康を支える現場の体制づくりの中で、特に喫緊の課題である高齢化が進む高森町の介護を取り巻く現状及び問題点を検証し、介護の現場を支える人材の確保について質問させていただきます。

介護保険制度は、2000年、平成12年4月から実施されており、今年で24年目となっています。また、介護保険制度は3年ごとに制度の見直しが行われ、来年も一部見直しが予定されています。

本町では、今後さらに高齢者、特に後期高齢者の全人口に占める割合は増加するものと思われます。私自身も町民の約半数を占めるという65歳以上の高齢者の1人として、町の行く末、生き方を心配する立場になりましたので、身近な問題として質問をさせていただきます。

そこで、まず初めに、本町の介護保険事業及び介護認定者等の推移、現状、そして今後の見通しについて伺います。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）おはようございます。4番、佐藤武文議員の質問にお答えします。

御質問の本町の介護保険事業及び認定者等の現状と見通しについてですが、まず、町の人口が令和5年12月1日現在で人口5,935人に対し、65歳以上は2,575人で、高齢化率は43.4%となっています。今後の推計として、5年後の2028年には47.5%、10年後の2033年には48.5%という推計も出ています。また、65歳以上高齢者人口のピークは2年後の2025年であり、その後

は減少しますが、75歳以上の後期高齢者は2035年まで増加するという推計になっています。

一方で、要介護認定者は平成27年の522人をピークに減少しており、令和5年3月現在では471人となっております。65歳以上のうち、要支援・要介護認定を受けている人の割合を示す要介護認定率は平成27年の20.9%から令和5年3月時点では18.0%と減少を続けています。基本的には高齢化率に比例して要介護認定率も上昇しますので、本町は逆に減少しているという現状になっていますので、本町の高齢者は比較的元気で健康な方が多くなってきていると言えます。これは町で特に力を入れている通いの場の取り組みの成果だと感じております。通いの場の取り組みについては、昨年の通いの場全国フェスティバル最優秀賞の受賞に引き続き、今年度は健康寿命をのぼそう！アワードにおいて、厚生労働大臣最優秀賞を受賞しました。審査委員長の講評では、公民館の拠点整備や体操に留まらず、避難フェスなどの防災事業、ボッチャ大会やeスポーツなど様々な活動に広がっていること、町内全域で住民主体の通いの場が立ち上がっていること、情報通信基盤を用いて取り組み内容が町民全体に共有されていること、結果として要介護認定率が減少していることが評価されたとのことでした。今後は、この状況を維持しつつ、さらに発展させることが重要であると考えています。今回の受賞は、まず、通いの場に参加している町民の皆さま、健康推進支援員、民生・児童委員、地域のボランティアの方々など御協力いただいた皆さまのおかげであり、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

以上になります。

○議長（牛嶋津世志君）はい、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）今、課長答弁のように、通いの場の充実是要介護率等の改善に大きく寄与しているかもしれませんが、ほかにも理由があるのではないのでしょうか。通いの場を整備する以前から民生委員やボランティアの方々、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの介護予防に対する地道な取り組みがあったことは言うまでもありませんが、例えば、老後資金には2,000万円以上必要であるということ厚生労働省がコメントしたことに対し、2019年、当時の安倍首相が釈明したことから、大反響を呼んだことは皆さん御承知のことと思います。だからこそこれは大変だと、2,000万円なんてうちにはない、元気でおらんといかん、そういう皆さんの健康に対する関心というより、危機感を高めたのではないかと思います。

また、団塊の世代やそれ以降の方は行政いうところの高齢者になっても、各方面で現役であり続け、支えていただいている方が多いからこそ要介護率の改善だけで

はなく、今の高森町が何とか維持されているのではないのでしょうか。

次に、介護は大きくは施設での介護と在宅での介護に分類されますが、どちらの介護にあっても居宅介護支援事業所等の役割は非常に大きいと思います。

そこで、本町の居宅介護支援事業所や介護支援専門員等の現状、また課題について介護保険の保険者である町としてはどのように考えられているか伺います。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）自席から失礼します。

居宅介護支援事業の現状と課題について御説明いたします。

まず、居宅介護支援事業所とは、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャー、略してケアマネと呼ばさせていただきます、ケアマネと呼ばれる方がいる事業所になります。

次に、ケアマネの業務についてですが、役場等への書類申請の代行やケアプランの作成が主な業務となります。ケアプランは、要介護認定者が自立した生活を自宅で送るための介護サービスを記載した居宅介護計画書であり、ケアプランがないと介護サービスは受けられませんので、基本的に要介護認定者1人につき1人のケアマネが就くことになります。

また、1人のケアマネが担当できる人数は35名程度となっており、40人を超えると減産、報酬が減らされるということになります。

続きまして、町内の居宅介護支援事業所の状況ですが、6つの事業所に対し、それぞれ1、2名のケアマネがいて、合計9名の方々が勤務されていますが、それぞれの事情によりフルタイムでない場合もありますので、実質6.5から7名程度がケアマネとして勤務されている状況です。主に自宅で生活している要介護1から3の認定者を中心に担当してもらうこととなりますが、その人数は、要介護1が116人、要介護2が93人、要介護3が100人の合計309人となっており、町内ケアマネ、実質7名が35人ずつ担当すると計算した場合、245人となり、60人ほど不足している状態となっています。現在、不足している分は南阿蘇村のケアマネにもお願いしている状況で、ケアマネ不足は喫緊の課題となっております。ケアマネ不足の要因としましては、業務内容と比べて報酬が見合っていないと考える人が多いのではないかと推測をしております。基本的な業務は先ほど述べたとおり、書類の申請代行とケアプランの作成ですが、実態としては1番身近に相談できる何でも屋の側面が強く、家族間のトラブルの相談や24時間緊急時の対応など、業務負担は非常に大きく、疲弊している方々もいる状況と聞いております。

また、介護職員は法律による処遇改善加算などがあり、少しずつ待遇が改善されているところではありますが、ケアマネについては、処遇改善加算対象外となってお

り、待遇が改善されていない状況となっています。

事業所としても現在のケアマネ1、2名の規模では黒字運営がかなり難しく、ケアマネの処遇改善をするには大変厳しい状況と聞いています。

現在のケアプラン作成に係る報酬額は、要介護1から2が1件につき1万760円、要介護3から5は1万3,980円となっています。ケアマネ1人が35件程度担当した場合、月40万円ほどが事業所の収入となりますが、ここから事業所の必要経費や社会保険料等を控除することを考えると、ケアマネ本人に支払う給料やボーナスを改善しづらいという状況がわかります。

以上のような状況のため、新たな資格取得者が増えず、ケアマネの人材不足が深刻化しており、現状のまま処遇改善が進めなければ、将来的にケアマネが減り続け、介護保険事業の運営に深刻な影響を与えることになり兼ねないと危惧しているところです。

以上になります。

○議長（牛嶋津世志君）佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）今、課長のほうから居宅介護支援事業所や介護支援専門員の現状や課題について説明がありましたけれども、ケアマネージャーさんの仕事は本当に大変であると。課長の説明の中にもありましたけれども、様々な仕事の内容があつて、特に家族間のトラブルとか、本人さんの身の回りの、本来ケアマネージャーさんがする仕事ではないことまでしないといけない。

また、高森町のケアマネさんが受け持てる人数をオーバーしておりますので、60人は南阿蘇村にお願いをしているということですがけれども、現在、高森町のケアマネさんが段々減ってきましたから、受け持てる、1人が辞めるとほかの方に受け持ってもらわないといけない。辞めようと思っても辞められない。やはり本人さん方の何て言いますか、奉仕の精神だけで今の介護の状態が保たれている、何とか保たれつつあるという現状ではないかと思えます。

私自身も事業者側と利用者側の両方の立場を経験しておりますので、ケアマネージャーさんの仕事が本当に大変であるということをよく知っているつもりです。大変だ大変だと言うからなおさら成り手が無いという悪循環です。高森町の事業所のケアマネさんも60代、70代の方が主力で頑張っていらっしゃるのが現状です。

そこで、最後に、介護保険事業全般、特に介護支援専門員の確保対策等に対する行政の責務についてどのようにお考えか、お尋ねをします。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐藤武文議員の御質問にお答えをいたします。

行政の事務方のトップとして、各課長を経験され、また、社協の会長という大変

重い職責も経験なされ、そして、現在は議会議員としていらっしやいます。これまでの議員の経験を思いますと、なかなか反対側の立場であったわけでございますので、大変言いにくいところもあられるかと思いますが、そこをきちっと、自分の政治公約として言われる姿勢に関しては敬意を表したいと思います。

実は、私も同じ立場でございまして、町はこの居宅介護支援事業所の指定権者でございまして。なおかつ、町長としては、この課題に対して政策を出していかないといけない。そして、社協も会長も私早めにいたしております。これは事業所のトップでございまして。この3つをそれぞれ分けて答弁するところがベストかもしれませんが、通告で、やはり行政のこの責務というところは大変重く受けております。

この待遇改善、本町単独で実施するということはかなり難しいと考えられると。これは事務方としてはそう思われると思います。国としても、ケアマネ不足について伝わっている、考えているからこそ、これ現在、第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント案において、人材確保については国が緊要しているというところがあります。

そして、今議員がおっしゃったように、この介護のケアマネージャーさん、多分町民の方も、議員の方も実際現場を経験されると、本当にどんな大変な業務かというのはおわかりになられると思います。私は、母の介護を自宅でやりましたので、先ほど佐藤議員がおっしゃったように、24時間、家族として頼れるのはケアマネしかないんです。いざ何かあればケアマネージャー、これがもう事実でありまして、本当にそのときの経験を踏まえて、今回、マニフェストにも自分の政策集にもこの医療、福祉事業者を育成するための仕組みの構築というところを入れさせていただいております。これは議員がおっしゃるように、現在の処遇をどうするかということも明確にした上で、今、やられてない、資格持ってもやれてない方、そして、また今後そこを目指す方の育成というのは同時にやっていかなければいけません。政策集にはこちら側は書いているんですけど、議員がおっしゃる現状というところはなかなか難しいということで、これやらなければいけないということは理解いたしております。

御存じだと思いますが、これは居宅介護支援事業所に常勤にケアマネージャーを3名以上配置してすると特定事業所加算というのが受けられます。これは1件につき3,090円を上乗せされるものです。そうすると1人35件担当した場合、月額で10万円以上の増額となり、3人だと月額約30万円の増額になります。これをケアマネージャーさん本人の所得に、報酬に反映させることが非常に大事なじゃないかなというふうに考えております。ここは行政マンが、ここまでは考えられることだと思います。しかし、現状は議員御存じのように、これ困難事例をこの3名以

上で3,000円もらう場合には、困難事例を積極的に引き受けなければ事業者はいけなくなるんです。この困難事例が本当に大変で、困難事例をやはりなかなか皆さん民間は受けたくない。これが実情だと思います。事務方、健康推進課の職員さんはやはり制度であるその3名以上配置することによって、3,090円上乗せさせていただいて、その35人とすると10万円が全部ケアマネージャーさんに行くような制度設計をやりたいというのが、私は事務方としての答えとしてはもう本当にそこまでかなと思います。ただ、現状として、困難者を受け入れないといけない。これは本当に難しいです。これを民間にやってくれというと、多分、いやもうやらない。逆に辞められる方もいらっしゃるのではないかなと思います。ということで、私は責務という中で、この指定権者は町でございますので、町として集まるための第一歩、制度設計の見える化をするための組織に現職の行政マン、きちんと決定ができる行政マンをきちんと置いて、例えば、その中で各事業所の要望を取り入れる。そして、一番大事な事務を、今ファックスでいろんなことを不正防止するために受け入れているんですね。これをやはりタブレットに変えて、事務的なことを町がやるとすると随分、ケアマネージャーさんの負担は減るのではないかなというふうに考えております。

町では、やはり先ほど私が言ったように、事務方はやはり本人が加算分を受ける。その制度設計もこの集まるための第一歩、これでうまくいくかどうか100%ではありませんが、やっぱりその集まるための第一歩を町が、制度設計の見える化というところをキーワードにして出していくべきではないかなというふうに思っています。

それと、同時に、令和6年度の当初予算で介護、これまだマニフェストに載せてますけど、介護人材確保支援事業というのを検討していきたいと、出したいと、健康推進課のほうに、私のほうの政策ですので提案をしたいというふうに思っております。

そして、最後に、町長としてやはり熊本県下全体で、これは高森町のことではないだけではありません。県下全体、もしくは国、全体として国もこの問題は大変だと思っておりますので、熊本県全体としての意見をやはり集約して強く政治の場をもって、働きかけていくべきではないかなというふうに思います。

最後に、私の知り合いが南阿蘇村の久木野デイサービスセンターに随分勤められておりますが、やはり山都町や南阿蘇村のこの取り組み、必要なところはしっかり真似していく、取り入れていくということがすごく大事じゃないかなというふうに考えております。

町の責務としては、社協に全てしていただく、集めてもらうではなくて、町がそ

ここに集まる、やはりこの一旦、このしっかりこの集まるための、みんなが集まるための第一歩を町が先陣切って、この町の責務として提案をしていきたいというふうに考えています。

ちょっと話長くなりましたけど、これすごく大事な問題で、本当にこれは本当喫緊の課題です。確保育成に関しては、支援事業をR6で提出したいと、私個人としては思っております。と同時に、今日の前のことを今議員がおっしゃいましたので、ちょっと長く説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）町ではケアマネの負担軽減や人材不足の現状を熊本県にも相談していただいているということですが、例えば、ケアマネの資格を更新するための講習会も大きな負担になっていると聞いております。どこの町村も同じだと思います。町長が今おっしゃいましたように、政治的な動きも必要ということですが、ぜひ町村としてだけでなく、熊本県の町村会としても実態を把握して、国や県に働きかけをしていただきたいと思います。

町長から人的援助の体制の整備を考えているということでしたが、先ほど私が言いましたように、ケアマネさんが本当に自分たちの業務ではないこと、例えば、家の害虫の駆除とかまでされている状態です。そういう業務は本人さんたち、ケアマネさん本人がされなくても誰かそういう仕事を手伝える体制があれば少しでも軽減できるのではないかと。その中では、今健康推進員という形でいらっしゃいますけれども、就学支援員という本来の形で、例えば、社協の中にいていただいて、そういう業務を担っていただくような体制が取れたらというふうに思うところです。

介護は利用者本人の尊厳を尊重するだけでなく、家族の負担を軽減するという大きな使命があります。また、ホームヘルパーや入浴サービス、ショートステイを行う事業所など、それがそういう事業所があつてこそケアマネージャーなどがサービスを提供できる体制があるし、この介護保険事業が成り立っているのではないかと思いますし、そういう意味では、保険者としての責務もあると思つて今日質問をしたところです。

町長本人もおっしゃったように、町長は保険者でもあります、社会福祉協議会の会長として事業者の立場でもありますので、安心して暮らせる高森町のためにさらに御尽力いただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君の質問を終わります。

一般質問を続けます。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）おはようございます。10番、佐伯でございます。

今日は朝から雨でございまして、本来なら、今日一般質問2日目ということで燃えに燃えまくって赤のネクタイで来ようと思ったんですが、心がブルーでございまして、元気のほうも半減しております。しかしながら一生懸命質問をしていきたいと思っております。

今回は2題について質問を準備いたしております。隣接自治体との共同活動について、2つ目に、農業政策についてということで準備をいたしましたので、どうぞ御答弁、また説明のほうをよろしく願いをいたします。

今、自治体は考えますと熊本地震を契機に、災害時の共同防災や復旧活動等について防災協定等を積極的に近隣の町村や少し離れた被害が連動しないような地域との連携ということで協定作業をされておられます。ただ、私は9月の定例議会でも申し上げましたけれども、普段の生活や産業の活動についてそれぞれの自治体、隣接する自治体が政策や政治の違い、また文化の違いによってなかなか、そのいつもは隣の自治体の方たちとも気兼ねなく私たちはしゃべっておりますけれども、ただ自治体の活動としては少しハードルがあるんじゃないかというふうに感じておりました。それで、今現在、人口減少のお話もこの議会の一般質問等でも出ました。今、健康推進課長が申し述べたとおり、高森町の人口も6,000人ということで、私が平成3年に議員になったときからすると、あのときは議員数も16名ということで、現在10名、かなり人口減少をいたしております。その途中で、平成の大合併という国の主導による自治体の合併がございました。隣の南阿蘇村は旧白水村、久木野村、長陽村が一緒になって合併をされました。当時は1万2,000人以上いらっやっと思ったと思うんですが、現在は1万人ぐらいということで、お互いに人口減少をしております。少子高齢化というんですが、この少子高齢化といってもこの少子化だけじゃない。全体的な人口減少というのがやっぱり少し何か忘れられている、いるんじゃないかな。地方の議会によっては、地方自治によっては、人口減少のほう少し置かれておるような気がいたします。そういう中において、やはりいろいろな行政の動き、自治体の活動ということで、現在、私は阿蘇広域行政事務組合の議員をやっております。大体5期目に入ったと思うんですけども、阿蘇広域行政事務組合は、皆さん御存じのとおり、また、町民の皆さんたちはあんまり御存じでないかもしれないけれども、生活全般を阿蘇郡市で共同で賄っていく。それを管理していくという事業組合でございまして。生活面、ごみ収集であったり、ごみ処理であったり、し尿の汲み取りであったり、浄化槽の清掃であったり、亡くなられたときの火葬場の管理であったり、それに救急であり、消防である、そして、介護認定作

業、そういうものを阿蘇広域行政事務組合では単体の自治体では管理運営が非常に難しい。そして、費用がかかるということでそれぞれの自治体から負担金をいただいて、阿蘇郡市全体を動かしております。そういうふうな形で生活面においては行政が果たす役割というのを一緒になって活動されておるわけなんですけど、ただ、前回の9月の定例議会に出していただきました5,000円の商品券等を考えますと、当時、政策推進課にも質問をさせていただきましたけれども、高森町の商店には南阿蘇村の方たちもおいでになる。そして、宮崎や大分、いろんな方たちがこの高森町を一つの産業の拠点として考えておいでになっておられます。買物に来ていただいております。金融機関だってこの南阿蘇、南郷谷を考えますと、もう白水にあった信用組合も高森にある。そして、肥後銀行も高森にある。そういうふうな形で産業面においては、やはり高森町が南阿蘇地域の中心的な役割を果たしております。

そういうことで、私はやっぱり商品券も含んで、様々な事業も含んで、昔の農家は隣がトラクターを買えばうちもトラクターを買い替えようか。隣が家を扱えばうちも扱おうか、そういうふうにライバル心があって、競争心があって、そういうことが最終的にはいろんな生活における負担になってきた。そういうふうには私は反省をいたしております。ですから、多様化してくるこの時代において、高森町もやはりいろんな進んだ地域が、こういう施設があるから、こういうことが住民から要望されているから、いろんな地域ではこういうことができている。そして、公共施設を建てている。そして、住民サービスを充実させているというふうなことで、じゃあ高森町も今から先そういうことをやっていくか。私は、やはり10年後、20年後のスパンで考えると、高森温泉館みたいに、やはり最初はよかったんだけど、最終的には売却をせざるを得ない。そういうふうな実情でありました。だからこそ私たちは経済圏として今から先考えていくべきだと思う。その中において、各自治体あまりにも見えすぎ、隣の自治体はあまりにもよく見えすぎるからこそなかなか一緒に手を握って産業面においてやっていこうということは非常にハードルが高くて、二の足を踏むというのが現状であると思います。

そこで、政策推進課長にまずは御意見をお伺いしたいと思うんですけども、今まで町長の施策でいろんな産業面、いろんな事業を展開してこられました。その中において、やはり隣接する町村との連携について何らかの活動についての共同しようというお話があったのかどうか。また、そういうお話をした場合について、隣接町村がどのようにお考えになっておられるのかということをお聞かせを、まずはいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）おはようございます。10番、佐伯議員の御質問にお答

えいたします。

現在、本町においては、熊本市を中心といたしました近隣市町村8市10町2村の全20市町村ですが、それで構成いたします連携中枢都市圏事業に参画しておりまして、県域全体の経済成長の牽引、工事の都市機能の集積強化、県域全体の生活関連機能サービスの向上を柱といたします熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づきまして69の事業に共同で取り組んでいるところでございます。

また、南阿蘇鉄道の全線開通には、南阿蘇村と共同で取り組み、本年7月15日の全線運転再開を実現することができました。南阿蘇鉄道については、再開後の持続的運行を図るために、熊本県と南阿蘇村と高森町で一般社団法人南阿蘇鉄道管理機構の出資運営を行っております。

そのほかに高森から南阿蘇村管内への通院等で利用されておりますゆるとバスの乗り入れ経費について費用負担を行っております。

さらに、観光につきましては、観光で訪れられるお客様は自治体の区域など意識されておられるはずもなく、自治体単独でのプロモーションにも限界があるため、積極的に他自治体と連携して誘客事業の展開をしているところです。具体的には、阿蘇管内全域では、阿蘇デザインセンターや阿蘇ジオパーク推進協議会の誘客事業に管内市町村で共同で取り組みまして、この南阿蘇地域では御船町、山都町を含んだ南阿蘇村、西原村と連携いたしまして、阿蘇南外輪山観光推進協議会、南阿蘇鉄道沿線地域といたしましては、大津町、南阿蘇村と連携いたしまして、南阿蘇鉄道沿線観光PR推進協議会、南小国町とは、県内で唯一の日本で最も美しい村連合加盟自治体でありまして、その南小国町と連携いたしまして、日本で最も美しい村連合阿蘇支部でそれぞれに誘客活動を展開しております。

次に、商業につきましては、先ほど佐伯議員よりおっしゃられました、生活応援商品券の予算提案時に、お隣の南阿蘇村を含めて近隣の市町村もこの商品券の使用範囲内に含めるよう検討するようという御意見をいただきまして、早速お隣の南阿蘇村の産業観光課を通して、商工会との協議を試みましたが、大型商業施設がこの高森町内に集結しておりまして、南阿蘇村としましては、次の地域経済対策事業を見据えてこの商品券の使用範囲を含めるということは、商工会ももちろんですけども、その他小売店のほうから反発も予想されるということから承諾はできないということの回答を受けて、連携しての事業実施については断念するに至りました。

以上、現状の取り組みについての答弁といたします。

○議長（牛嶋津世志君）はい、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）ありがとうございました。

いろんな事業において他の町村との連携が図られているということを報告をいた

だきました。私が期待するのは、やはりその濃ゆい連携、鋭い連携というものを期待するわけですね。町長はいつもとんがれとんがれと、とんがった形で政策を実行していくというふうにおっしゃっておられます。私も非常にいい言葉ということで、私は喜んでおります。何でかというのは、やはりその今まで首長というのは行政に若干携わった方であったり、政治経験を若干された方たちで、いわば顔色を見ながらというのが、要するに、他の自治体の顔色を見ながら、県の動向を見ながらとか、国の動向を見ながら、なるべく足を踏み外さないようにやっていくという首長さんが多い。その中において、やっぱり経済事業を経験された町長ができたということで、やはり今までの自治体の運営という観点から見れば、非常に画期的な、非常にとがった鋭い財政運営というものをされてこられました。だからこそ今から先もそれを期待するわけですね。今言われたジオパークとか、南阿蘇地域の観光の連携とか言われますけれども、これは隣村とできればそれでいいわけであって、私たちはそこまでぼかさなくても、活動はね、要するに観光の連携なんていうことは高森町にとっては問題ないんじゃないかなというふうに思います。言うてみれば、隣接する町村との2町村での連携というには、なかなか二の足を踏むけども、それに西原や山都町や御船町が加われば問題ありませんよというのが最終的な活動の始まりではないのかな。私はそういう捉えざるを得ないわけですね。ですからこそ、私は近隣の町村というのターゲットにはやはり南阿蘇村との連携というのをいかに強固にしていくかということが高森町の住民の皆さんたちの幸せを増大させる、やはり一つの考える1点ではないかというふうに思っております。

今回、こういうふうな質問をした理由というのは、たまたま高森町は高森温泉館をコアミックスさんにお問い合わせをいたしまして、その施設を購入して使っていただいております。コアミックスさんからいろんな事業が始まってきて、やはり高森町においては、やはりとんがってきておる。阿蘇というのは観光面から見たときに、日本全国の観光客の人たちからすれば、阿蘇は温泉地であるというやはりイメージが非常に強いわけです。自然、そして水、そして温泉があるのが阿蘇である。そういうふうに観光客の皆さんたちはやはり第一義にイメージとしては持っておられると思うんですが、その中において、やはりこれが行政の枠の中だけでは非常に難しい、高森町が南阿蘇に行って温泉を掘って、あそこに温泉館を建てるなんちゅうことはとても、これはできないこと。しかしながら、一緒に温泉を持つということは可能ではないかなというふうに考えております。例えば、横断的に走っておる南阿蘇鉄道の管理運営も南阿蘇村と一緒にやっておるわけで、そして、阿蘇広域圏でもやっておる。そういうふうな中において、やっぱり南阿蘇村にある公共温泉施設等について、経営が非常に厳しいのであるならば、高森町が何らかの形で一緒にその経営に

参画することができないかという希望的な気持ちを持っておるわけです。非常に難しいということはわかっております。大変難しいでしょう。そして、現在も隣にある白水の瑠璃温泉については公募をされていらっしゃるから、現在、幾つかの団体から応募がなされておるといってございまして。私たちも高森町が応募することはできないけれども、南阿蘇鉄道管理組合で応募したり、高森町観光推進機構で応募したりするということはもしかしたら可能ではないかなというふうに思っておる。そして、南阿蘇の公共温泉としての位置づけを高森と南阿蘇村でやっていくということが可能になりはしないかなというふうに、これはウルトラCでありますけれども、とんがった施策を組んでいくと言われた町長だからこそそういう画期的な考えがもしかしたら形として表れてくるんじゃないかなという期待で、今回は隣接自治体との共同活動についてということでご質問をいたしております。

商品券についても一緒です。高森町が人口6,000人、今回、5,000円の商品券をお配りをいたしました。3,000万円、南阿蘇村が同じように5,000円の商品券を1万人の方たちにお配りになれば、まだたくさんのお金が動くわけで、その方たちの何割かが高森町に買物に来ていただければ、高森町の商店街も、商工会も潤うわけで、それがあから、やはり南阿蘇村の商工会の方たちが出ていくということで反対をされておられたんじゃないかなと思っておりますが、しかしながら、この商品券というのは、私たちは商工会のために出すのではなくして、やはり住民の生活のために出すものである。その立つ位置を考えれば、皆さんたちが喜ぶような商品券の出し方というのを行政は考えていかなければならない。そういうふうに思っております。ですから、去年お配りになった5万円の現金についても一緒、これは現金ですから、これはどこでも使えるわけですね。だからこそ住民の皆さんたちは大変お喜びになるでしょう。だから、商品券も大体なら現金がよかったです。町長が今回は商品券ということで英断を振るわれましたので仕方なかった。ならばやっぱり南阿蘇でも使いたかったなというふうに思いました。それは将来にわたって、もし南阿蘇村が商品券を発行したときに、高森町で使っていただけるんじゃないかなという期待も添えてお願いしたわけでございます。

そういうことから町長のほうにまず今回の第1点目の御答弁をいただきたいと思っておりますけれども、難しいことは仕方ないと思っております。しかしながら、やっぱり阿蘇は温泉、そして空気、水ということになれば、高森町は車で行けば約1分ちよっと長く乗れば着く瑠璃温泉、そして四季の森温泉等がございまして。そういうことに少しでも参画、経営に参画することはできないものかということも期待を込めて町長の御答弁をいただきたいというふうに思っています。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員の御質問にお答えをいたします。

全ての委員長、議長も経験されて、また、広域で議運長を長くされているということで、現在、広域は本田議員が議長されているということで、広域の中でもいろいろお話があっているのかなということ推測しました。

まずは南阿蘇村、そして南阿蘇村議会が、現在、施設に関して議会もきちっと納得された上で出されているということに関して、高森町が現時点で何か言うべきことではないということをお話をさせていただきたいと思います。

特に議員がおっしゃられているのは、これから人口減少を迎える中で、町村合併しなくても公共施設等を共同運営することが必ずくるだろうということだと思いますし、私もそれには賛成でございます。ただし、協議をする際に一番大事なことは、住民総意の共同運営ができるかどうか。これが一番大事だというふうに思っております。ですので、今後、南阿蘇村の現在公募されているところが、議会も認めた公募がきちんと形が出て、結果が出て、その後に、議員がおっしゃる提案というのは、私は首長は首長同士で大変いいと思いますので、方向で提案をさせていただきたい。ただし、先ほど言いました、一番大事なことは住民総意の共同運営の実現というところに向かうとするならば、首長、議会議員だけじゃなく、それぞれの住民代表の方等々も含めて、民意を取り入れた協議を行う。そのことが住民総意の共同運営の実現に向かって、非常にとんがった形の実現が施策として実現するのではないかなと思っております。まずは、現在、南阿蘇村の方向で進まれていることに対して大変敬意を表しますとともに、結果がきちんと出た後、動ければというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）ありがとうございました。

私も長年議員をさせていただいておりますが、なかなかやっぱり治外法権、見えてはいるんだけどやっぱりいつも話す人たちも南阿蘇の方もいらっしゃる。そして議員さんもいらっしゃるんだけど、やはり治外法権、その自治体はその自治体のやり方があるということで、非常にその話が煮え切れない、中途半端に終わってしまうということで、私も反省をしておりますし、いつも考えております。ですから町長の答弁のとおりであると思っております。現在、公募をされており、応募者もいらっしゃるということでありますので、これはもう南阿蘇の方たちも含めて村長さん、議会議員さんたちがどのような決断を出されるのかということを見た上でないと私たちがどうこうということはなかなか言いづらいところがあると思っております。ただ、やはり私たちとすれば、この車で行けば約1、2分ちょっとで行ける温泉館が

やはりなくなってしまうというのは寂しい気がします。そして、瑠璃温泉に限ってお話を聞けば、約6割の方が村外の方だと聞いております。その6割のうちの大半は高森町からのお客さんだというふうにも聞いております。やはり今まで高森町にあった高森温泉館、そして月廻り公園にあった温泉館が閉館をしましておるといふ現状の中で、やはり温泉好きの皆さんたちが頼れるところは、あとは南阿蘇村しかない、そう考えていけば、やはり住民の皆さんたちの期待に応えるような動きを行政としても考えていかなければならないというふうに思います。首長は、やはり住民の総意であつてというふうに言われますが、やはり住民の総意を100%と考えていくのか、それとも6割以上の方たちが理解されたのを総意と考えていくのか。それは非常に難しいと思いますけれども、しかしながら、やはり温泉に入らない方たち、温泉館を利用されない方たちからすれば関心がないことでありませうけれども、やはり温泉を使う方たちからすれば、非常に関心のあることである。そして、お盆や正月に家族が帰ってきて、一家が大きな人数になって里帰りをしてきた人たちが家族のお風呂に入るとこれは1人30分ずつぐらい入れば、これ夜中になってしまうから、じゃあ温泉に行こうかと言ったときに、手頃にある温泉が使われれば非常に私はいいんじゃないかな。そういう意味からしても、やはり高森町として注意をして南阿蘇村の動向を、どのような決断をされるかというのを見ていただいて、その上で動きをしていただきたいなというふうに期待をいたします。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

農業政策についてということでございます。これは、私が平成3年に初当選をしまして、当時、先輩の議員さんがいらっしゃいました。非常に活発な議員さん、口も悪いが気も荒い、そういう方たちが昔は議員さんの中に多かったわけですが、その方が私にいつもおっしゃってました「金也君、ええか、農栄えずして商栄えずぞ」と、「高森町はこんなに広い。広いけれども人間はこの旧高森に大体集まってきてる。しかしながら農地も広い。だけんない、農を栄えずして商を栄えずということ絶対忘れずして議員ばしていくなら続けていけ」という言葉をいただきました。私は今でのそのつもりでございます。ですから、いつも農業政策については農政課長さんあたりにもいつも頭が痛いことだと思いますが、厳しい質問を投げさせていただいております。農栄えずして商栄えずという言葉は、私が議員になる前に勤めておったのが農協でもございましたし、畜産指導もしてました関係から、やはり農家の方たちとのいろんな会話が中心であつたから、いまだそのつもりでございます。そういうふうな農栄えずして商栄えずという言葉が言われた方は、農業はされていられなかつたけれども、やはり町内に住んでいていつもそう感じていらつたから私にそういう言葉を投げかけられたんだというふうに思います。ですから、

その意気で、2つの質問についてはさせていただきますが、今や本町の農家は、ここに書いてありますとおり、高齢化と生産コストの値上げや後継者不足で存続の危機に面しております。

国や県、本町の独自の事業で新規就農対策は実施されておるようでございますが、しかしながら、私は新規就農がおられるということ、新規就農事業があるということ聞きながら、いろんな事業をしていきながらいつも私が言っておるのは、じゃあ新規就農で農業をすることによって入ってこられる。そういう人たちが入ってくる一つの原因というのは、農業を長年やってこられた方たちがいまだかつて現役で頑張っておられるから、そういうことが農業施策も組めるんじゃないかな、そういうふうに思います。先ほど健康推進課長が高齢化率が10年後には48.3%と言われました。そして介護の要介護者の要介護率については18%ということで、元気のいいお年寄りが増えてきたというふうに考えていいんじゃないかと、そう思います。これが介護予防事業の中でいろんな事業を公民館等でされておられます。それも一つの要因ではあると思うんですが、やはり農業を生涯現役として考えておられる高齢者の方たちがいらっしゃるということを忘れてはならないと思う。畑が荒れないように、そして、自分たちの農地を守り、そのためにやっぱり高齢者の方たちが農業をされておられるということなんです。農業を取り巻く環境というのは、どんどんどんどん厳しくなっておるんですけど、しかしながら、やはり75を過ぎても農業をされておるといふ方たちが今でも、今まだまだ現役として高森町内にいらっしゃるということを私は忘れてはいけないと思う。

新規就農対策で新規就農者には3年間150万円の補助金が出されております。ところが、農業後継者として帰ってきて新規就農、親の跡を継ごうと思って同じ経営形態で農業をしようと思うと、これは新規就農対策としては150万円もらうことができない、複合経営をされておった農家においては、畜産プラス野菜とかかれておられた農家については、畜産部分を息子さんが新規就農で経営される。そして野菜を親父さんが継続してされるということで新規就農対策ではあると思うんですが、専門的な農産物、例えば、キャベツやダイコンや畜産、ただそれだけで専門的にやってこられた農家の方たちがそのあとを継ごうと思って帰ってくる後継者に対しては新規就農者としての位置づけがない。大変これは残念なことであります。いろんな形を取れば、中には新規就農として150万円の補助金を年間もらうことが可能ではあるかもしれませんが、現状、なかなかそういうことができないのが実情で、町外から来られた人たちが新規就農として農地を借られて、農業をすることに関しては150万円出るけれども、農家の後継ぎが来て、親が疲弊している農業をしようとする150万円出ないと。非常に残念な農業政策でござい

ます。

そして、今の農家が継続しておることに対して、やはり高齢者で元気で生涯現役で農業をされておるといの方が今も高森町には多数いらっしゃるということも事実でございます。

その点について、現在の本町の農業経営の実情またはその数値について、農林政策課長のほうから内容の説明をよろしくお願いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）おはようございます。10番、佐伯議員の御質問にお答えします。

まず、本町の農業の現状としましては、農林業センサスの数値を比較しまして御説明させていただきます。2020年農林業センサスの数値及び2015年の農林業センサスと比較を合わせまして報告をいたします。

専業農家については116戸、31%減っております。うち65歳未満が112戸、自営農業者数につきましては473人、24.8%減っております。自営農業従事者の年齢構成としましては、20代が14人、42%減っております。30代が23人、15%減っております。40代が30人で35%減っております。50代69人、41%減っております。60代が145人、25%減っております。そして70歳以上の方につきましては192人となっており、31%減っております。

また、自営農業者の中では、50歳から60歳代が全体の45%を占めており、中心的な存在ではございますが、50歳未満の方については全体の14%となっております。18歳から70歳までの自営農業に従事している方は281人で、人口比で言いますと7.7%となり、5年前の10%からさらに少なくなっております。

そして、これまで町で行ってきました主な農業振興施策としまして、一つ目に、平成12年から取り組んでいる中山間地域等直接支払交付金がございます。当初の対象地は急傾斜のみでしたが、現在は緩傾斜地も対象で幅広い農地を含んでおります。また、地目も水田だけでなく、採草放牧地も追加し、牧野組合も交付対象となっております。さらに、平成26年から取り組んでいる多面的機能支払交付金では、地域で組織をつくっていただき、共同取り組み活動を実施していただいております。以前は農地・水環境保全対策という制度で、当町では2地域のみ取り組みでしたが、現在は希望する地域は全て参加していただき、この中には多くの高齢農家の方々も参加されております。

この多面的機能支払交付金に取り組んでいる地域の農地は、共同で維持を管理されているので、中山間地域等直接支払交付金では、個人配分も可能となっております。

二つ目に、有害鳥獣対策ですが、電気牧柵購入に対する半額助成や有害鳥獣捕獲に対する補助金として1頭につきシカ1万2,000円、イノシシ1万2,000円、サル3万円の補助をしております。また、各猟友会への罌免許の推進を推進しているところです。

続いて、3県合同地域鳥獣害防止広域対策協議会では、大分、宮崎との3県合同での事業を取り組み、年次計画により、要望があった地域へワイヤーメッシュの設置を順次行い、有害鳥獣等の地域への侵入を未然に防ぐ対策をしております。

三つ目に、ふるさと納税活用事業としまして、令和4年度からさらなる畜産振興のため町主催の優良子牛保留奨励品評会での成績優秀者への賞金としまして、グラントチャンピオンは10万円、各部門の首席へ5万円、2席へ3万円、3席へ1万円を贈呈しています。これ以外にも出陳賞としまして、1頭につき2万円分の商品券を配布し、80歳以上の出陳者の方につきましては、1頭につき1万円分を加算して配布しているところです。などが主な取り組みですが、具体的な高齢農家への支援としましては、各個別の事業で取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）はい、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）はい、佐伯です。

今、農林政策課長のほうから農業政策について、今高森町が実施しておる主な事業についての説明があり、そして、年齢構成等についてもおおむね数字が出されたわけでございます。集落的に考えていけば中山間地の事業であったり、多面的であったりということ、いろいろグループ化されているおる中で進められていらっしゃるから、どうかこうにかその地域は守られていくんであるだろうなというふうに考えておりますし、畜産においてもやはりその今言われた保留牛品評会等について、以前からすれば大変中身が厚くて、出品された方たちの賞金の額も増やされており、出すことに対して、またきれいな牛、立派な牛をつくることに対するやる気というものは生まれてくるものだというふうに思っております。その中において、やはり今回見たときに、中山間地も多面的も最初は水田が中心でございました。そうして段々変わってきて、畑も入ってきたというふうに捉えていいんじゃないかなと思います。しかしながら、高森町は長年水田と畑作地帯と分かれております。ですから、俗に言う旧田という方たちのところと、畑作地帯の方たちとの補助を受ける割合というのはどうしてもやっぱりその畑作地帯の人たちのほうが劣ってしまうというふうに考えます。

しかしながら、行政とすればなるべくその差をなくすためにいろんな事業を、今農林政策課長が言われたような事業をしてこられておるということで、これは歓迎

をいたしております。色見の水田については、もう50年ほどたつんですが、それ以降に生まれた人たちなんかは、あれは最初から水田だったろうと言われるんですが、いまだかつて県に行けば開田だと言われるんですね。でも旧田の人たちもいつ頃開田されたのか知らないけれども、田んぼを田んぼとして認めてもらえない色見の人たちからすれば、もういいんじゃないかという気持ちがある。そうした中で、やっぱりその今農林政策課長が言われた以外にも、高森町独自で有効農地、有効な非常に将来有望な農地に対する道路の整備であったり、いろんなその環境整備をしていただいております。県ではできないこと、県の補助事業ではできないことを町がそういうふうに独自の予算を使って、町長が、先ほどから何回も言いますけれども、やっぱりとんがった施策の中の一つとして入れていただいてやっていただいておりますということには感謝をしている。より一層とんがってもらいたいと思うわけでありましてけれども。

そこで、限られた予算の中で申し上げましたとおり、70歳以上が非常にその農業をされている方が多いということ。しかしながら、75歳以上の方たち、後期高齢医療費を払われる、医療保険金を払われる人たち、そういう方たちが生涯現役としてまだ頑張っておられると。そういう方たちに対して、やはりそのいろんな活動を長くすれば感謝状であったり、慰労金であったりというのがいろんな諸団体では実行されておるわけですが、画期的な意見だと思えるんですけども、これは高森町だけ、これやったら恐らくよその自治体は驚くだろうなと思うんですが、やはり75歳以上の専業農家の方で、やはり何十年も継続して農地を守ってこられたという、元気で、そういう人たちに対して高森町は独自に、やはり1年間お疲れさまでしたと。そして、12月のもう終わりには、御夫婦で、または家族で温泉旅行にでも行ってくださいというような慰労金制度というものが作れないか、これはスポットでは駄目なんです。1年、2年では駄目なんです。今、70歳の人たちが「75歳になったら町から慰労金が出るけん、おいまだ頑張るぞ」っていう気持ちになってもらわなければ困るんです。だから、畜産品評会と一緒に。畜産品評会もこれはもうずっとあっています。そして、餌から賞金になって、商品券になる。そして、どんどんどんどん皆さんたちが喜んで今は出していらっしゃるんだと思います。それと一緒に、農業も一緒に、やはり農地を守る。そして、農業を守る。それを75歳まで守ったら町から感謝状と慰労金が出るぞというぐらいに、やっぱり気持ちを町としては持つべきだというふうに思うわけでありましてけれども、その点について、町長の御答弁をよろしくお願いいたします。とんがった御答弁を期待しますのでよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員の御質問にお答えいたします。

平成3年度から、やはり多くの高森町の議員の先輩がやはりこの農業について非常に考えられて、大変大事にされてこられたんだなどお話を聞いてたところでございます。

まずは、これまで農業を牽引してこられた、現在高齢になられている現役の農業者の方に、本当に敬意を表したいと思います。一番厄介な自然を相手に安定した生産というのを続けていくというのは、いろんな方の御家族の御協力もなければできてこなかったのかなと思います。課長が答えたように、これ2020年度の農林業センサスが示すように、どんどん就農者は減ってくると。議員がおっしゃるように、新規就農には確かに150万円の制度もあって、それは大変大事なことだろう。ただし、これまで守られてきた方にもうひと踏ん張り、そして感謝の気持ちを込めて、何か新しい制度ができないかという御質問だというふうに思います。これ、現役の人は專業高齢農家75歳以上の方と議員おっしゃいましたが、これは当然、私はこの限定的な支援策というのも考えていくべきではないかなとは思いますが、ただし、その場合、やはり町民の方に広く行き渡るような支援策というところも同時に考えていかなければいけないのではないかなと思います。これは財源的な課題もあると思いますが、特に今言われた75歳以上の高齢の專業農家でずっとやられてこられたその方に対する、絞った支援策については、今やっている、実施している施策と整合性を図りながら今後協議をしていきたいというふうに思っております。

今後もぜひ地域で農地を守っていただくとともに、しっかり検討したいと思っております。

議員も御存じだと思いますが、昨年度、農林畜産業経営者を対象とした高森町のとんがった政策でありました、高森町農林畜産業緊急支援給付金事業というのを行いました。これが、実はデータで見ますと70歳以上の割合の方が約50%近くいらっしゃったわけです。つまり、議員がおっしゃる75歳以上の方はここに入られてたということを確認いたしております。非常に大事なところですが、この去年やった緊急支援給付金事業、緊急がついているのに1年きりではあったわけですが、この制度をもう1回何かきちっとちょっとブラッシュアップできることによって、議員がおっしゃるところの部分の特にその世代の方への、元々が50%近くが去年データで出ますので、そこってというのがすごくいい形になっていくのではないかなというふうに思っております。

検討してやりませんでしたがよくある執行部のお話でございますが、私の場合は本気で検討しますので、しっかり検討した結果、また議会の皆さん、議員さんに御報告を差し上げたいというふうに思っております。畜産農家にやったときも、当然

同じようなことをこの議場で言って進めてまいりましたので、しっかり検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）はい、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）はい、10番、佐伯でございます。ありがとうございます。

8日の日に一般質問があつて、3番議員さんが意見言われたときには、町長は前向きに検討しますというお話をいただきまして、今日はしっかりと検討いたしますという言葉いただきましたけれども、私と町長は一方から見れば、非常にどんどん行き過ぎて批判を買うことも多いわけでありましてけれども、しかしながら、やはり住民のことを忘れたことは一度もないわけで、やっぱり一人一人の皆さんたちが幸せになるように、一人一人の皆さんたちが高森町で生活してよかったよねと思ってくれるように、そういうふうなことをいつも考えて私は町長とも日常会話の中でお話をさせていただいております。

ですから、今回申し述べました75歳以上というのは、やはり70歳以上の方がちがやる気を起こしていただけるためにもぜひとも必要な施策であると思っております。うちの議会も70歳以上で非常に元気の議員さんがいらっしゃいますが、あの人を見れば、もしかしたならやっぱり70歳にはちょっとまだ慰労金やるには早いなど。75歳になったらやろうかなというふうな気持ちになるんじゃないかなと思っております。

いろいろと2日目でございます。町長がいろんな会の会長をされておる。そして副会長もされておる。役職に就かれておるということで、あなたの体のことを心配する議員さんも多いです。しかしながら、私から見れば、やはりいろんな会の会長をする。阿蘇郡の町村長会の会長であったり、熊本県の町村会の副会長をする。そういうことであったりをして逆に他の町村とのバランスを考えなければいけないようなことならば、そういうところの役職は抜けていただいて、そして、高森町独自でとんがった、町長として目立っていただきたい。まあ私が議長したときも黙るために議長をしたんだろうと言われておりました。ですから、役職に就くと特に一番用心しなければいけないのは、役職に就いたがために他の自治体の顔色を見ながら、他の自治体をまとめながらというのが一番のやっぱり課題でございます。そうすると、熊本県内の数ある自治体、熊日新聞が出しておりますとおり、財政の状況等はバラバラです。熊本県内でも高森町はトップです。経常収支比率等についてはトップです。そういうところが悪いところが上がってくるまで待つとけというふうなことになってくると、高森町の住民にとってはマイナスになりますから、その点を十分考えて、いろんな団体の役職を受ける際においては、住民の生活にとって

自分が役員をすることはマイナスだなと思ったなら、まあほかの自治体の首長さんに任せていただいて、そして、高森町の住民の皆さんたちが幸せになっていただけるように、今までどおりいっぱいお金を稼いで、いろんな補助事業を引っ張ってきていただいて、皆さんたちが喜ぶ、そういうふうな顔を一緒に見れるようお願いをしたいと思います。

これでお願いを兼ねた質問終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時28分